

Ⅵ 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

〈めざすべき姿〉

社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、
障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している

〈現状の評価と課題〉

障害者基本法が改正され、障がい者は権利の主体であることや、社会の側が合理的な配慮を考えていかなければならないことが明確化されています。平成 24 年 10 月には障がい者の権利・利益の擁護を目的として、障害者虐待防止法が施行され、虐待が障がい者の尊厳を害するものであると明記されました。さらに障がいを理由とする差別の解消を推進して共生社会の実現をめざすことを目的とする障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行され、大阪府においても「障がいを理由とする差別のない共に生きる大阪の社会」をめざし、大阪府障がい者差別解消条例を同時に施行しました。障がいのある人と障がいのない人がともに生活する中で、障がい者の尊厳が損なわれることのない社会を築いていく必要があります。

しかしながら、平成 28 年 7 月に発生した相模原市の「津久井やまゆり園」における、何の罪もない障がいのある多くの人々が大切な命を奪われ、傷つけられた、許しがたい事件など、今なお、障がい者に対する差別や虐待は後を絶たない状況にあると言わざるを得ません。障がいのある人への配慮をはじめ、人々がお互いに相手を気遣い、支え合うことのできるまちは、全ての人にとって暮らしやすいまちであり、共に生きる社会の実現につながるという信念のもと、引き続き、障がい理解や合理的な配慮に関する啓発活動の充実により、社会全体の理解と関心を深めながら、差別や虐待のない社会づくりをめざします。

また、近年、大地震等の自然災害が頻発していることを踏まえ、災害に備えた取組みの充実だけでなく、災害発生時にそれらを確実に機能させる仕組みも今後ますます重要になっていきます。

さらに、手話や点字など社会参加に必要な障がい者のコミュニケーション支援や情報保障が確保されるとともに、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保が図られる社会をめざしていく必要があります。また、ICT 機器などの技術革新やより専門性の高い人材養成等により、障がいのある人がその障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段を活用でき、府民がその必要性を理解している社会をめざしていきます。

【今後の主な課題】

- 合理的配慮の実践までを見据えた障がい者及び障がい理解についての広報・啓発
- 障がい者差別の禁止に向けた取組みのより一層の強化

- 実効性のある防災の推進
- 十分な情報・コミュニケーションの確保

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 障がい者や障がいへの正しい理解を深める

①障がい者や障がいについての広報・啓発

- 障がい者やその家族が日頃から周囲の理解や配慮を感じられることで社会とのつながりが広がるよう、府民の障がい者及び障がいに対する正しい理解と認識を深める取組みを行います。特に、発達障がい、高次脳機能障がいなどについて、その特性や必要な配慮等に関し、府民の理解と協力が得られるよう広報・啓発を推進します。
- また、行政機関等をはじめ府民や事業者が、障がいについてより深く考え、自らすすんで合理的配慮を実践するよう、取組みを促進します。

②障がい者理解を深める教育の推進

- 障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深め、子どもの発達段階に応じた教育を推進します。また、教員及び社会教育指導者に対する研修を推進します。

(2) 障がい者の尊厳を保持する

①障がい者差別の禁止

- 障害者基本法や障害者差別解消法に定める合理的な配慮について、その考え方の普及や実践の促進を図ります。また、広く府民に「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示し、差別の解消を推進します。
- 大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談と解決の仕組みを通じて当事者の気持ちに寄り添いながら事案の解決を図り、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進します。また、身近な地域で差別の解消を効果的に推進するため、市町村における体制整備や対応力の強化を支援します。
なお、このような仕組みが適切に活用されるよう、障がい者をはじめ、関係者や関係機関に広く周知を図ります。
- さらに、行政機関等のもとより事業者の主体的な取組みの促進を図ります。

- 学校園内での人権侵害事象を発生させない意識づくり、人権侵害があったときに発見できる体制づくりを進めるとともに、相談しやすい環境づくりを行います。

②障がい者虐待等の防止

- 「障害者虐待防止法」における障がい者虐待（養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待）の防止と、障がい者の権利擁護に取り組みます。
- 市町村の対応力向上を支援するとともに、専門機関との連携協力体制の確保や市町村と連携した事例検討等による虐待の背景・要因の分析を通じた虐待防止策の充実に努めます。また、虐待防止に向けた研修の実施や、虐待防止に関する事業所指導等を行います。
- 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止と、障がい児入所施設における権利擁護に取り組みます。

③権利擁護の充実

- 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者が、地域での生活を円滑に安心して送れるように、成年後見制度の利用を促進するための市町村の取り組みや、日常生活自立支援事業の実施を支援します。
- また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう市町村や関係機関への周知を図ります。
- 障がい者が刑事事件や民事事件等の当事者等になった場合に、その手続きを円滑に行うことができるようにするため、当該障がい者に対する情報の提供や関係職員の意識啓発等を行います。
- 消費者である障がい者の利益が擁護・増進されるよう適切な情報提供などを行います。

(3) 安全・安心を確保する

①防災の推進

- 災害時における地域の高齢者や障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動を促進するため、平時から避難行動要支援者名簿の適切な更新と地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立ができるよう市町村を支援します。

- 大規模な災害発生時に、障がい者が円滑に避難でき、適切なQOLが確保された避難生活を送れるように支援します。とりわけ、知的障がい者や精神障がい者が落ち着ける環境を工夫するなど、さまざまな障がい特性への対応方法や配慮事項を浸透させます。
- 指定避難所の運営におけるバリアフリー化や障がい者用トイレの整備、非常用電源の確保等が図られるよう、市町村に対して助言等の支援を行います。さらに、点字や音声などによる情報提供や、手話通訳者等を派遣する体制が図られるよう、市町村に対して助言等の支援を行います。
- 障がい者等にとって二次的な避難施設となる福祉避難所のさらなる確保が図られるとともに、設備や体制がより充実したものとなるよう、市町村や事業者への協力要請などを行います。
- 緊急放送等において災害情報が確実に障がい者に伝わるよう、必要な配慮について各放送局に対して要請します。
- 社会福祉施設において、施設が被災した場合でも利用者の処遇を確保できるよう、施設に働きかけます。
- 災害発生時に行政や福祉関係施設・関係団体等が連携して障がい者等の福祉ニーズに対応できるよう、体制を構築します。

②防犯の推進

- 障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域防犯力のさらなる向上に取り組むとともに、犯罪発生情報のわかりやすい提供や障がい特性に応じた110番通報手段の広報など、障がい者の犯罪被害を防止する取り組みを行います。
- 障がい児者施設等において入所者等の安全を確保するため、警察との協力・連携体制の構築について施設等に働きかけます。

(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 視覚障がい者や聴覚障がい者など支援を必要とする人が、必要なコミュニケーション支援や情報保障を受けることのできる環境を市町村等とも連携して確保します。併せて、新たなコミュニケーション支援等のニーズに対応するための検討を進めます。
- 特に、専門性の高い意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者、点訳・朗読奉仕員（中級）等）の養成及び質の確保に取り組み、また、手話のでき

る人材の裾野拡大に取り組みます。

- 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。
- 「大阪府障がい者社会参加促進センター」、「大阪府盲人福祉センター」及び「大阪府谷町福祉センター」を移転・集約し、視聴覚障がい者情報提供施設としての機能も併せ持つ福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として新設し、府立施設として、運営します。
- 意思疎通が困難な障がい者に対し、支援機器を用いたITの利用を促進するとともに、市町村でのIT講習会の開催支援等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との間の情報格差の解消に取り組みます。

『合理的配慮』を知っていますか？」

内閣府が作成した障害者差別解消法リーフレットは、このフレーズで始まります。

「合理的配慮」は私たちが日常で使う「配慮」とは異なるものです。一般的な「配慮」は「思いやり、気遣い、気配り」の意味合いが強く、「配慮」するもしないも個人の気持ち次第です。ところが法律に定められた「合理的配慮」とは、個人の気持ち次第で行うものではなく、障がいのある人が障がいのない人と同じように活動できるようにするため、個別の場面で、障がい者にとってバリアとなっている事象を取り除くための具体的な変更や調整を行うものです。つまり、障がい者の社会参加に必要な支援についての社会全体に求められる行動規範となる性格を有するものです。

この合理的配慮を的確に行うためには、障がいに関する理解を深め、どういった合理的配慮ができるのかについてお互いに対話し、より良い方法を考えることが必要となります。「理解し合う」「対話する」「考える」の3つの言葉がキーワードであり、共生社会の実現に向けてさまざまな場面で必要となります。

その一つがヘルプマークを持っている方に必要な援助や配慮をする場面です。

ヘルプマークとは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助や配慮が得やすくなるように作成されたマークです。一人ひとり、必要となる配慮は異なりますので、まずは、困っている人がいれば、声をかけ、「何が必要なのか、何をすればいいのか」を確認することが大切です。

例えば、日常生活の中においては、電車やバスで席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の温かい取組みの実践が広がることが期待されています。また、災害時のような非日常的な状況においては、周囲の人からの「合理的配慮」の必要性はより一層顕著になりますが、このような中でも、周囲に自己の障がいへの理解や支援・配慮が必要であることを知らせるだけでなく、例えば必要な医薬品の情報を貼付しておく等の工夫により、自身の安全に役立てることもできます。

このヘルプマークを通じて、助け合いの機運を高めるきっかけになれば幸いです。

障がいのある人とない人が、当たり前「理解し合い」「対話し」「考える」社会をめざし、障がいに関する理解の促進やヘルプマークの普及に、大阪府は全力で取り組んでいきます。

3. 具体的な取組みと目標

| 具体的な取組み | 目標 |
|---|---|
| (1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ①障がい者や障がいについての広報・啓発 | |
| <p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(障がい福祉企画課)</p> <p>障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間(毎年12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。また、民間事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。</p> <p>さらに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に向けて取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪ふれあいキャンペーン」小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいありがとう」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 ・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰 ・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント <p>これらの取組みとあわせて、障がい理解ハンドブック等の刊行物を活用するなど、年間を通じた啓発事業を実施することで、府民及び事業者が、障がいや合理的配慮の実践について理解を深めるように努めます。</p> | <p>目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいありがとう」を大阪府内すべての小学校3年生に配布 ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施 |
| <p>○発達障がいに対する理解促進(地域生活支援課)</p> <p>「世界自閉症啓発デー(毎年4月2日)」及び「発達障がい啓発週間(毎年4月2日～8日)」の取組みとして、ブルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めます。</p> | |
| <p>○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地域生活支援課)</p> <p>高次脳機能障がい者の就労や就学など当事者の希望や目標の実現のため、地域における社会資源の整備にも資するよう、関係者への研修等を通じて「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。</p> | <p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施 1回以上/年</p> |
| <p>○人権教育・啓発活動の推進(人権企画課)</p> <p>障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題について府民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深められるよう、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、人権教育・啓発を推進します。</p> | |
| <p>○大阪府職員に対する研修(人事課)</p> <p>障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るため、講義形式だけでなく、参加体験型学習等により効果的に研修を進め、豊かな人権感覚を持ってさまざまな課題を理解し、その解決に取り組むことができる職員の養成をめざします。</p> | <p>目標値(平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に福祉介助等の実習を実施 ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施 |
| <p>○大阪府警察職員に対する研修(府警本部総務課)</p> <p>窓口業務を担当する職員の一部を対象に、障害者差別解消法の理解を深める研修を実施します。この研修では、法の趣旨の理解を促し、合理的配慮や不当な差別とはどのようなものか具体的に示すことで、適切な窓口業務に取り組むよう教養します。</p> | |
| (1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進 | |
| <p>○障がい理解教育の推進(小中学校課、高等学校課)</p> <p>人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点にたち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。</p> <p>すべての児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。</p> <p>「総合的な学習の時間」や教科学習等それぞれの教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進します。</p> <p>福祉・ボランティアにかかわる活動を充実します。</p> | <p>目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施(小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握) |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施 ・合同の研修会の実施(年1回) |
| <p>○教員研修の充実(高等学校課)</p> <p>大阪府教育センターでは、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施しています。高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。</p> | <p>目標値(平成32年度)</p> <p>「高等学校における支援教育コーディネーター研修」受講者がいる府立高校の割合100%</p> |
| <p>○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課)</p> <p>市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や、地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、さまざまな教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上 | |
| <p>(2)障がい者の尊厳を保持する ①障がい者差別の禁止</p> | |
| <p>○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(障がい福祉企画課)</p> <p>障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進するため、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会及び合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂に反映させるなど、障がい者差別解消の取組みの充実に図ります。</p> <p>また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や相談への対応力の強化が図られるよう、府における検証の成果の提供や助言等による支援を行います。</p> <p>加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。</p> <p>こうした取組みを進める中で、条例の附則に規定する「見直し検討」を見据え、具体的な相談事例の分析・評価を積み重ね、障がい者差別解消の取組みを検証します。</p> | <p>目標値(平成32年度)</p> <p>支援地域協議会を設置する市町村数 43(全ての市町村)</p> |
| <p>○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進(小中学校課)</p> <p>学校内外の相談体制を確立し、人権侵害事案が起こったときの対処システムの充実に努めます。</p> <p>各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口を引き続き設置するとともに、周知に努めます。</p> <p>障がいのある児童生徒の対応も含めた体罰防止マニュアル(平成19年改訂)等を活用した研修をすべての公立小中学校で実施します。</p> | <p>目標値</p> <p>すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施</p> |
| <p>(2)障がい者の尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止</p> | |
| <p>○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み(障がい福祉企画課、生活基盤推進課)</p> <p>市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮されるよう、障がい者虐待の防止及び早期発見のための連絡調整、専門的に従事する職員等の対応力向上を支援します。</p> <p>また、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門的判断を要する事案に対応するため、弁護士及び社会福祉士との連携協力体制を引き続き確保するとともに、市町村と連携した事例検討や意見交換等による虐待の背景・要因の分析を積み重ね、虐待防止策の充実に努めます。</p> <p>さらに、障がい福祉サービス事業者等における権利擁護の取組みの充実強化を図るため、事業所の管理者等も参画した企画等による虐待防止研修を実施します。</p> <p>事業所への集団指導や、新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待防止についての周知を引き続き行うとともに、実地指導時においても障がい者虐待の防止についての指導等を引き続き行います。</p> | <p>目標値(平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(2回/年) ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(1回/年) |

| | |
|---|--|
| <p>○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み(生活基盤推進課) 障がい児入所施設における権利擁護の取組みや、虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。</p> | |
| <p>○地域における児童虐待防止ネットワークの推進(家庭支援課) 児童虐待の予防、早期発見、早期対応につなげていくためには、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。</p> | |
| <p>(2)障がい者の尊厳を保持する ③権利擁護の充実</p> | |
| <p>○権利擁護施策の充実(地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課) 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、大阪後見支援センターが行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 成年後見制度における市町村申し立てが活用されるように、研修の実施や関係機関との連携を強化して、市町村申し立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。 加えて、急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。 また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村や関係機関への周知を図ります。</p> | |
| <p>○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進(地域福祉課) 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会(社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置)が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。</p> | |
| <p>○福祉サービス第三者評価事業の推進(地域福祉課) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。</p> | |
| <p>○大阪府障がい者自立支援協議会における権利擁護の推進(障がい福祉企画課) 関係機関や市町村との連携協力体制の強化を図ることを目的に、大阪府障がい者自立支援協議会に設置する障がい者虐待防止推進部会において、引き続き、虐待防止支援をはじめとする権利擁護に関する課題等について協議・検討を行うことで、大阪府内における権利擁護のための取組みを推進します。</p> | |
| <p>○障がい者110番事業の実施(自立支援課) 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図ります。</p> | |
| <p>○消費生活情報の提供の充実(消費生活センター) 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしすと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。</p> | |

| | |
|---|--|
| (3)安全・安心を確保する ①防災の推進 | |
| <p>○福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ(災害対策課) 要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。</p> | <p>目標値(平成32年度) 福祉避難所について必要な数と種類の検討</p> |
| <p>○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(防災企画課、障がい福祉企画課) 全ての市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動の促進を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や同名簿を活用した避難訓練が実施されるよう、さまざまな機会を捉えて市町村に働きかけます。さらに、先進的な事例を収集し、情報提供に努めます。 また、市町村の取組状況を把握するとともに、必要に応じて「避難行動要支援者支援プラン・作成指針」の見直しを行う等、市町村支援を行います。</p> | |
| <p>○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課) 避難者の適切なQOLの確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 また必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、さまざまな障がい特性への対応方法等を含め、さらなるマニュアルの充実に努めます。</p> | <p>目標値(平成32年度) すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う</p> |
| <p>○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 福祉避難所について、府内のすべての市町村で一カ所以上の指定が完了していますが、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、市町村や事業所に対して働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかけます。 併せて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかけます。</p> | <p>目標値(平成32年度) 福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす</p> |
| <p>○緊急放送等における配慮の要請(災害対策課、障がい福祉企画課) テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障がい者への配慮がなされるよう、各放送局に対する要請に努めます。</p> | <p>目標値(平成32年度) さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく</p> |
| <p>○社会福祉施設における災害・避難対策の促進(福祉総務課) 「災害時における応援協定の締結に向けたガイドライン」に基づき、社会福祉施設における関係機関との応援協定の締結を働きかける等、災害・避難対策を促進します。</p> | <p>目標値(平成32年度) ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進</p> |
| <p>○災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化(福祉総務課) 府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を活用し、福祉避難所(二次的避難所)の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣(災害派遣福祉チーム等)や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制を整備、充実します。</p> | <p>目標値(平成32年度) ネットワークにおける福祉避難所の運営支援等を行うための要綱の策定及び想定訓練の実施</p> |
| (3)安全・安心を確保する ②防犯の推進 | |
| <p>○犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの推進(治安対策課) 犯罪被害を防止するとともに、犯罪を発生させない環境づくりをめざして取り組む大阪府の安全なまちづくり推進事業において、犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの意識啓発等を推進します。 障がい者が、安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う「地域安全センター」を中心とした防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。</p> | |
| <p>○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化(府警本部広報課) 犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、各警察署の案内及び各相談窓口に関し、ファクシミリ番号を掲載する</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>などしてユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方が情報を得やすいホームページづくりに努めます。</p> | |
| <p>○緊急時における110番通報手段の広報(府警本部広報課、府警本部通信指令室) 聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、大阪府警察ホームページ、携帯電話対応ホームページ等の各種広報媒体を通じた積極的な広報活動を実施します。</p> | |
| <p>(4)十分な情報・コミュニケーションを確保する</p> | |
| <p>○支給決定に係るコミュニケーション支援(障がい福祉企画課) コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。</p> | |
| <p>○府政情報の提供の充実(障がい福祉企画課・府政情報室) 府政に関する情報を、障がい特性に配慮して府民に提供します。必要に応じて府政情報の点字化、音声化等を行うほか、使いやすいホームページづくりに努めます。</p> | |
| <p>○大阪府障がい者社会参加促進センター等の運営(自立支援課) 福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として、「大阪府障がい者社会参加促進センター」「大阪府盲人福祉センター」「大阪府谷町福祉センター」を活用し、障がい者の意思疎通支援等を行うほか、これら3つのセンターを一元化した「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点(仮称)」を、平成32年度早期に新設し、府立施設として、運営します。</p> | |
| <p>○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等(自立支援課) 視聴覚障がい者情報提供施設等を活用し、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等や、相談支援、広域的な日常・社会生活支援のほか、障がい者向け媒体の製作・提供・普及、障がい者に対する情報機器の貸出、相談等を実施します。また、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。</p> <p>(視覚障がい者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館の運営 ・点字広報等の発行 ・点字による即時情報ネットワーク ・点訳奉仕員(中級)*の養成 ・朗読奉仕員(中級)*の養成 ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 ・希望教室 など <p>(聴覚障がい者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者情報提供施設の運営 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣 ・特に専門性の高い要約筆記者*の養成 ・特に専門性の高い要約筆記者*の派遣 ・言語としての手話の認識の普及及び「暮らす(乳幼児期含む。)」「学ぶ」「働く」場での習得の機会の確保 など <p>(盲ろう者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者通訳・介助者*の養成 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣 ・盲ろう者の社会参加支援の実施 <p>* 総合支援法第78条に基づく意思疎通支援者</p> | <p>目標値</p> <p>点訳奉仕員(中級) 45人 朗読奉仕員(中級) 45人 特に専門性の高い手話通訳者*の養成(平成32年度末) 48人 特に専門性の高い手話通訳者*の派遣(利用時間数/年) 445時間 特に専門性の高い要約筆記者*の養成(平成32年度末) 15人 特に専門性の高い要約筆記者*の派遣(利用時間数/年) 60時間/年 盲ろう者通訳・介助者*の養成(平成32年度末) 90人 盲ろう者通訳・介助者*の派遣(利用登録者数) 118人</p> |
| <p>○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み(自立支援課)[再掲] 市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的なIT講習会について、必要に応じて、大阪府が養成したITサポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、ITサポーターを派遣し、IT機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。</p> | |